

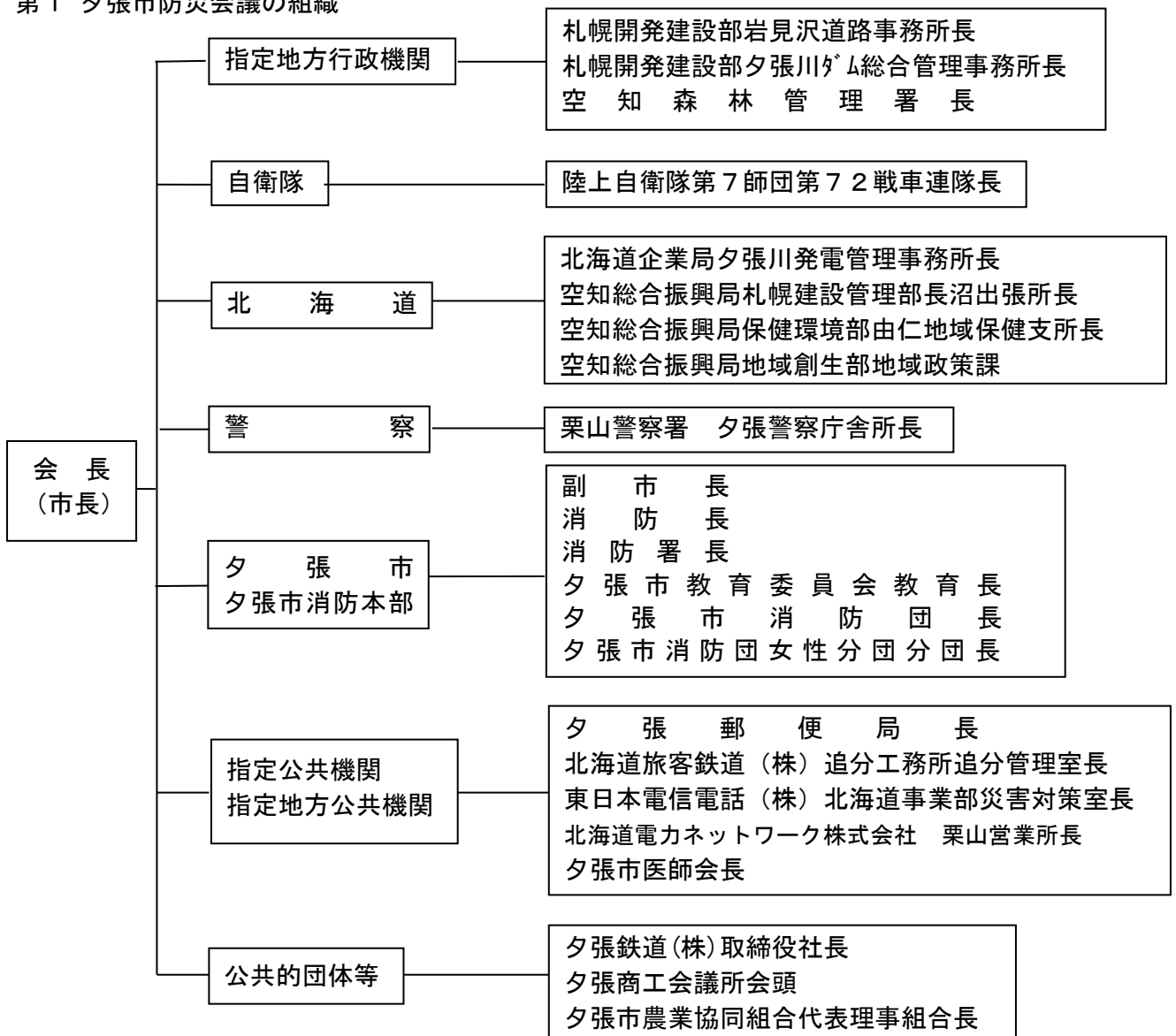
## 第 2 章 防 災 組 織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては、防災に関する組織及びその運営等並びに災害時における住民組織の協力に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

### 第 1 節 防 災 会 議

市長を会長とし、夕張市防災会議条例（昭和38年条例第13号）第3条第5項に規定する委員をもって組織する。その所掌事務は、本市の地域防災計画を作成し、その実施を推進するとともに災害情報の収集及び機関相互間の連絡調整を行うものである。

#### 第 1 夕張市防災会議の組織



#### 第 2 防災会議の運営

防災会議の運営は、夕張市防災会議条例及び夕張市防災会議運営要綱の定めるところによる。

## 第 2 節 災 害 対 策 本 部 の 組 織

災害対策本部は、基本法第 23 条に基づき、本市地域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において防災の推進を図るため設置するものであるが、その組織及び運営は、夕張市災害対策本部条例（別記）及び次に定めるところによる。

### 第 1 本部の組織

資料第 2 のとおり

### 第 2 本部の所掌事務

資料第 3 のとおり

### 第 3 本部の設置基準、廃止の時期及び公表

#### 1. 設 置

本部の設置は、次の各号のいずれかに該当し、市長が必要と認めたときに設置するものとする。

- (1) 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 災害が発生しその規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。
- (3) 気象・地象及び水象に関する情報又は警報を受け、非常配備の必要があるとき。
- (4) 震度 6 弱以上の地震が発生したとき。
- (5) その他、市長が特に必要と認めたとき。

#### 2. 設置場所

本部は、市庁舎内に設置するものとするが、災害の規模・状況に応じて、現地に本部を設置することができる。

#### 3. 廃 止

市長は、予想された災害の危険が解消されたと認めたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められたときは本部を廃止する。

#### 4. 公 表

本部を設置又は廃止したときは、本部並びに関係機関に通知及び公表する。

### 第 4 標 識

- 1 本部を設置したときは、庁舎正面玄関又は現地対策本部に標識（資料第 5）を掲げるものとする。
- 2 災害対策に従事する本部員は、別図（資料第 5）の腕章を帯用するものとする。

### 第 5 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

#### 1. 本部員会議の協議事項

- (1) 本部の配備体制並びにその切替及び廃止に関すること。
- (2) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること
- (3) 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (4) その他災害対策に関する重要な事項。

## 2. 本部員会議の開催

- (1) 本部員会議は、本部長が必要に応じ開催するものとする。
- (2) 本部員は、それぞれ所管事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (3) 本部員は、必要により所管の職員を伴って会議に出席することができる。
- (4) 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総括班長にその旨申し出ること。

## 3. 会議事項の周知

会議決定事項のうち、本部長が職員に周知すると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

## 第6 本部配備体制

### 1. 非常配備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても、市として非常配備に関する基準により、配備の体制をとることがあるものとする。
- (2) 非常配備の種別、配備内容、配備時期等の基準は、「非常配備に関する基準」のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。
- (3) 各班長は、所掌事務に基づき、班内の配備基準を定めて、これを班員に徹底しておくものとする。

### 非常配備に関する基準

種別	配備時期	配備内容	摘要
第1非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。</li> <li>2 震度4の地震が発生したとき。</li> <li>3 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。</li> </ol>	情報連絡のため本部長が必要と認める少数の人員をもって当たるもので、状況によってさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	
第2非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内の一部地域に災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。</li> <li>2 震度5弱及び5強の地震が発生したとき</li> <li>3 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。</li> </ol>	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができるものとする。 (人員は状況に応じ班長の判断により減ずることができる)	
第3非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広範囲にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。</li> <li>2 震度6弱以上の地震が発生したとき。</li> <li>3 重大な災害が発生したとき。</li> <li>4 特別警報が発令されたとき。</li> </ol>		

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

## 第7 本部各班の配備要員

### 1. 本部配備要員の数

- (1) 配備要員の数は、災害規模に応じ第1配備より第3配備までの段階に応じ配備するものとする。
- (2) 各班の段階別配備要員は、各班長が別に定めておくものとする。

### 2. 動員（招集の方法）

- (1) 動員は、災害対策本部の配備の区分に従って、資料第2の動員系統に基づき行うものとする。
- (2) 本部総括班長は、本部員に対し、本部の設置及び配備の規模を通知するものとする。
- (3) 現地災害対策本部が設置された場合は、被害状況等により臨機に動員を行うものとする。
- (4) 災害対策本部が設置されない場合における動員（招集）は、本計画の定めに従って行うものとする。

### 3. 緊急参集等

職員は時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、災害の状況により所属長に連絡の上、又は自らの判断により参集し配備につくものとする。

## 第8 本部非常配備体制の活動要領

### 1. 本部の活動の開始及び終了

#### (1) 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、「災害対策本部設置基準」により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

#### (2) 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急処置が概ね完了したと認められるときは、その活動を終了し本部を解散するものとする。

### 2. 非常配備体制下の活動

#### (1) 第1非常配備体制

ア 総括班長は、空知総合振興局、その他関係機関と連絡をとり、気象情報、雨量等を本部長に報告し、併せて関係班に伝達するとともに、関係機関、南支所等より現地の情報を収集する。

イ 土木水道班長は、水位等に関する情報を関係先から収集する。

ウ 各班長は、広報企画班の連絡に即応して、情報に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。

エ 第1配備につく職員は、各自の所属する部の所在場所に待機するものとする。

オ 第1配備につく職員の数人は、状況により各班長において増減するものとする。

#### (2) 第2非常配備体制

ア 本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ 各班長は、情報の収集伝達体制を強化する。

ウ 総括班長は、各班長及び防災会議構成機関と連絡を密にして、客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

エ 各班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

- (ア) 所要の職員を非常業務につかせる。
  - (イ) 装備、物資、資器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被害予想地）へ配置する。
  - (ウ) 関係班及び災害対策に関係ある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備する。
- (3) 第3非常配備体制
- 第3非常配備体制が指令された後は、各班長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を本部長に報告するものとする。

### 第3節 住民組織の協力

災害時において災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、本部長は、災害の状況により必要と認めた場合は、次の住民組織に対し災害対策活動の応援協力を要請する。

#### 第1 協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりとする。

1. 災害情報等の収集と本部への連絡に関すること
2. 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること
3. 出火防止及び初期消火に関すること
4. 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること
5. 緊急避難のための指定緊急避難場所及び被災者収容のための避難所の管理運営に関すること
6. 避難所での炊出し及び被災者の世話に関すること
7. その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求める事項

#### 第2 協力要請先

協力要請先は、資料第6のとおりとする。